
学校臨床の新展開

—④学校と児童虐待Ⅲ—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

タイガーマスク旋風

2010 年末から 2011 年にかけて、全国各地の児童相談所や児童養護施設では、伊達男「タイガーマスク」が旋風を巻き起こしました。そこで、伊達直人があらわれた 2010 年 12 月 25 日から 2011 年 1 月 25 日までの 1 ヶ月間の記事を「朝日新聞記事データベース」検索（「児童養護施設」でキーワード検索）してみると 243 件のヒット数でした。過去数年間さかのぼり、同じ時期、同じ「児童養護施設」のキーワードで検索してみますと、毎年約 20 件前後の記事ですので、約 10 倍の扱い。マスコミの注目具合がよくわかります。243 件の「児童養護施設」記事のなかには、厚労省から発表された、児童養護施設の職員増（よくなればよいのですが・・・）の記事や、親権問題の記事などもあり、これらもタイガーマスクの活躍とともに大きなニュースとなりました。

ちなみに、元プロボクサーの坂本博之さ

んや女子プロレスラーのコマンド・ポリシヨイ選手、女子プロボクサーの風神ライカ選手などは、まさに施設出身者でありリング上での自らのファイトマネーで施設への支援を続けておられます。ほかにもさまざまなスポーツ選手や芸能人などもボランティアや寄付をされていますね。先日、休養宣言をした宇多田ヒカルさんは、NHK のインタビューのなかで「人間活動に専念したい。施設でボランティアしたい」などとも発言しています。

企業の社会貢献活動（CSR）では、児童の奨学金や自立支援などの資金援助をさまざまな会社や団体が行っています。また、「ニトリ」は 2005 年から 3 回、全国の児童養護施設へ「ランドセル」などを寄贈しています。

マンガ「タイガーマスク」ではリングとともに「ちびっこハウス」と呼ばれる「孤児院」がもうひとつの舞台ですが、今、児童養護施設には両親ともにいない、まったく身寄りのない児童は全体の 1 割もいませ

ん。また、何らかの虐待により入所している児童が増加し約6割となっています。今回のタイガーマスク旋風にかかわる、いろいろなニュースを見聞きしますと、タイガーマスクの話とともに、少なからずこのような施設の現状が取り上げられたことはよかったのではないかと思います。

教員養成課程と施設理解

私は元児童養護施設職員で、現在は保育士養成にかかわっていますが、入ってくる学生の多くは保育士といえば乳幼児だけが支援の対象であると思っていることも少なくありません。保育士は「児童福祉法」上の「児童」つまり18歳までの学童や中高生も支援の対象であり、児童養護施設などの入所型の児童福祉施設への実習にも行くこととなります。(幼保一元化による養成課程の見直しに、施設保育士の観点がどのように盛り込まれるのか、あるいは盛り込まれないのかという問題もあります。また機会があれば述べさせていただきたいと思いません。)

さて、保育士養成課程では幼児教育や社会福祉、そして児童養護施設等での実習があるわけですが、教員免許養成課程では介護等体験で福祉現場(これとて、ほぼ現場に「体験」を丸投げで、批判が多いのですが)へ行く以外には、特に施設のことやシステムについて学ぶ機会がありません。心理学やカウンセリングについて学ぶ機会は増えたかと思いますが、今後は、児童福祉の制度やソーシャルワークなどについて学

ぶことが、いっそう求められるのではないのでしょうか。

たとえば、児童養護施設には、児童相談所を通した行政処分としての措置以外に、子育て短期支援事業として、各市町村と契約して行っているショートステイやトワイライトステイなどのサービスもあります。また、児童家庭支援センター機能を付加し相談支援を行っているところもあります。これらを利用するというのも地域での子ども家庭支援の選択肢のひとつだと思います。

地域で支えるということ

これまでの拙稿のなかでも述べてきましたが、学校と関係機関との間で、同じ「子ども」や「家族」を支援していくうえで、見立て、捉える視点が、それぞれの専門職で異なったり(これは当然ですが)、その支援の方向性やゴールを共有しにくかったり、話し合いそのものがうまくいかないことが少なくありません。そのひとつは「説明」が足りないということも述べてきました。たとえば、子どもの保護の緊急性などに関して、学校側には関係機関の説明が十分ではなく「なぜ保護してくれないのか理解できない」ということになることがよくあります。

2010年末NHK「クローズアップ現代」では、いったん児童相談所で子どもを保護した後に、再び虐待される「再虐待」が増えていることに注目し、全国の児童相談所にアンケート調査を行っています。その結果、2009年1年間で8000人を越す子どもが「再虐待」にあっていると報告しています。児童相談所の一時保護だけではなく、児童養

護施設を退所（措置解除）し、子どもたちが地域へ再び帰ってくるということもめずらしくはありません。児童養護施設の平均入所期間は約5年（厚生労働省 2008年3月調査）ですが、ケースにより長短の差があります。主訴である入所理由が解消されたとしたら、児童相談所は子どもを措置する理由がなくなり措置解除となります。今日では「要保護児童対策地域協議会」で家庭復帰やその後の支援にむけた実務者での協議が行われることになっていますが、その運営は地域間格差が大きいのが現状です。また、児童養護施設退所後、子どもが元の地域に帰らずに、転居したり、児童相談所や施設と連絡が取れなくなったりするような場合もあります。家庭復帰にむけて、どのように地域で子ども家庭を支援するのか具体的な手立ての共有と実施が十分であるとはいえません。欧米ではドリフトと呼ばれる複数の里親の変更（子の養育主体の変更）が問題とされることがありますが、日本では、施設措置解除後の児童相談所の再受理、再一時保護、施設への再入所が少なくありません。その際、元いた施設とは別の施設や別の種別の施設に措置変更される場合もあります。子どもにとって、頻りに養育環境や教育環境が変わることは当人の利益になることはありません。そればかりか、そのことの原因は自分にあると自己肯定感をさらに低下させたり、社会や大人に対する不信感を増幅させます。

さて、子ども家庭支援については学校の抱え込みが指摘されますが、多くの教員は昼夜問わず、今も困難な家庭問題を含め実に懸命に支援を行っています。だからよけいに児童相談所の動きに歯がゆさを感じら

れるのも当然かと思えます。

今後は学校だけではなく、関係機関だけでもなく、地域で、地域の子どもと親をどう支えるかということを考えていかないといけない時代になってきたようです。児童相談所でとりあえず保護してもらおうということから（もちろん、緊急度の高いケースはまず保護優先であるのは当然です）、親子分離、家庭復帰、そして、その先を見据えた子ども家庭支援が求められます。